

郡山市民食糧問題懇話会補助金交付要綱

平成5年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産、流通及び消費等に関する食糧問題についての啓発推進を図り、市民相互の共通理解の促進に資する事業を行う郡山市民食糧問題懇話会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助金の交付対象経費は、農業生産、流通及び消費等に関する食糧問題についての啓発推進を図り、市民相互の共通理解の促進に資することを目的とした奨励事業、研修会に要する次に掲げる経費とし、補助額は予算の範囲内で定める額とする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 役務費
- (4) その他これらに類する経費

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、郡山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則及び会員名簿

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係わる帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(概算払い)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業等が完了したときはすみやかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成3年7月1日から施行し、平成3年度補助金から適用する。

(郡山市民食糧問題懇話会補助金等交付要綱の廃止)

2 郡山市民食糧問題懇話会補助金等交付要綱（昭和55年12月11日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。